

あり、又冷酷無比の正盛も宗吾の

から、今まで知らなかつた百姓の

の困苦を聞くにつけ、下役吏の政

治に對し不安を感じ出した。更に

、宗吾直訴の評判は江戸中に擴

がつて、當時の輿論は賛々として

堀田家の苛政を難じ出した。其上

領内佐倉の百姓共は宗吾の訴狀も

し却下されるならば、如何なる騒

動を起し兼ねないこも限らないの

で、此儘推移しならば如何に正

盛が將軍のお氣に入りにしつつ

は切腹斷絶位の結果に立至るか

の行為、それが罪の第二に數へられただ。

第三、願向き吟味中郷宿を出奔す

し、江戸御府内をも憚らず

越訴せし事。

願向き吟味中、二ヶ月餘の長日月

回答を與へして監禁し、遂に出奔

訴の止むなきに至らしめたる

は其罪必然監督者たる正盛の怠慢

に歸すべきである。又宗吾の越訴

あつたこそ、佐倉領内の百姓

は勿論、堀田家まで安泰であつた

のではないか、況んや越訴は、萬能

も知れないので、正盛は狼狽し出

した。彼は老臣共と數度の合議の

後、恐怖と、負け惜しみと、復讐

を、ゴツチヤ交せにした次の様な

裁決を與へた。そして宗吾を領内

佐倉へ押送した。

訴状の起

新制により領内百姓難堪とあら

ば、新制を改め舊法によるべし

と折れて出た、宗吾の願意此處に

至つて貫徹されたのである。次に

宗吾の罪を數えて曰く

第一、二ヶ年間百姓の意納を辨

策盡きた宗吾等に残された唯一無

二の方法である「江戸御府内をも

懼らす」など、場所の問題など死

を極めた宗吾等に取つてはヘソ茶

にも價しない。

而して斷罪して曰く、

此三つの罪は極刑に當すべき

ども農民の難處を救はんとする

斯て宗吾父子は佐倉城外の刑場へ

償したるは其志奇特なり

と雖も、公としては領主

の法を用ひず私の取計ひ

をなせし事。

嗚呼、二ヶ年が間、私財を散じて

百姓を救つた事が、豪傑ではなく

て、罪の第一條と云ふのだ。

第二、名主の身を以て百姓の強

訴に加擔致せし事。

日頃、名主様々々と馴かれる身で

何んで眼前の此小前百姓の難儀を

座視して居られ様、一片赫々たる

正義の衝動によつて起つた、仁侠

族に引渡すべく、所有の田畠は

開所とし、家財は妻子に之を

與ふる。

と云ふのであつた。

斯れ行き、廻制裏處勝手極まる法

律に據て、獄吏の打下す白電一閃

の下、頭は飛で英魂水へ去了た。

然し彼の偉大な白熱せる犠牲的精

神は萬世に殘る、彼が義烈に感激

した鄉民は相寄り彼がために

一堂を建立し宗吾靈廟堂と云つて

尊崇した、又暴虐を擅にした正